

平成29年第2回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年6月2日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成29年6月19日 午前10時00分			議 長 田 口 好 秋	
	閉会	平成29年6月19日 午前10時30分			議 長 田 口 好 秋	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	生 田 健 児	出	10番	山 口 政 人	出
	2番	宮 崎 良 平	出	11番	芦 塚 典 子	出
	3番	川 内 聖 二	出	12番	大 島 恒 典	欠
	4番	増 田 朝 子	出	13番	梶 原 睦 也	出
	5番	森 田 明 彦	出	14番	田 中 政 司	出
	6番	辻 浩 一	出	15番	織 田 菊 男	出
	7番	山 口 忠 孝	出	16番	西 村 信 夫	出
	8番	田 中 平 一 郎	出	17番	山 口 要	出
	9番	山 下 芳 郎	出	18番	田 口 好 秋	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太一郎	子育て支援課長	
	副市長	中島 庸二	市民協働推進課長	筒井 八重美
	教育長	杉崎 士郎	文化・スポーツ振興課長	
	総務企画部長	辻 明弘	福祉課長	染川 健志
	市民福祉部長	中野 哲也	農林課長	
	産業建設部長	宮崎 康郎	うれしの温泉観光課長	井上 元昭
	教育部長 教育総務課長兼務	大島 洋二郎	うれしの茶振興課長	宮田 誠吾
	会計管理者 会計課長兼務	池田 秋弘	建設・新幹線課長	早瀬 宏範
	総務課長 選挙管理委員会事務局長兼務	永江 松吾	環境下水道課長	副島 昌彦
	財政課長	三根 竹久	水道課長	中村 はるみ
	企画政策課長	池田 幸一	学校教育課長	
	税務収納課長	小國 純治	監査委員事務局長	
	市民課長		農業委員会事務局長	
健康づくり課長	諸井 和広			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	田中 秀則		

## 平成29年第2回嬉野市議会定例会議事日程

平成29年6月19日（月）

本会議第6日目

午前10時 開議

- 日程第1 討論・採決
- 議案第33号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）
- 議案第34号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 議案第35号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて（平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第10号））
- 議案第36号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて（平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
- 議案第37号 嬉野市発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上協議会条例について
- 議案第38号 嬉野市工場立地法準則条例について
- 議案第39号 嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例について
- 議案第40号 嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 佐賀縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合理約の変更について
- 議案第44号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第46号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）
- 発議第2号 嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例について
- 日程第2 議員派遣について
- 日程第3 閉会中の付託事件について

---

午前10時 開議

○議長（田口好秋君）

皆さんおはようございます。6月定例会も本日が最終日であります。最後までよろしくお願ひ申し上げます。

本日は大島恒典議員が欠席であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．討論・採決を行います。

初めに、議案第33号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決します。

議案第33号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第33号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて（嬉野市税条例等の一部を改正する条例について）は可決されました。

次に、議案第34号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決します。

議案第34号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第34号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて（嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は可決されました。

次に、議案第35号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて（平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第10号））について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決します。

議案第35号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第35号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて（平成28年度嬉野市一般会計補正予算（第10号））は可決されました。

次に、議案第36号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて（平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決します。

議案第36号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第36号 専決処分（第5号）の承認を求めることについて（平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））は可決されました。

次に、議案第37号 嬉野市発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上協議会条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号について採決します。

議案第37号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第37号 嬉野市発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上協議会条例については可決されました。

次に、議案第38号 嬉野市工場立地法準則条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号について採決します。

議案第38号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第38号 嬉野市工場立地法  
準則条例については可決されました。

次に、議案第39号 嬉野市特別用途地区内の建築物の制限に関する条例について討論を行  
います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号について採決します。

議案第39号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願い  
します。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第39号 嬉野市特別用途地  
区内の建築物の制限に関する条例については可決されました。

次に、議案第40号 嬉野市個人情報保護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条  
例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号について採決します。

議案第40号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願い  
します。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第40号 嬉野市個人情報保  
護条例及び嬉野市情報公開条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第41号 嬉野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号について採決します。

議案第41号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願い  
します。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第41号 嬉野市職員の育児  
休業等に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第42号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号について採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第42号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第43号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号について採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第43号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更については可決されました。

次に、議案第44号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号について採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第44号 平成29年度嬉野市一般会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、議案第45号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号について採決します。

議案第45号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第45号 平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第46号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決します。

議案第46号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第46号 平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）は可決されました。

次に、発議第2号 嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例について討論を行います。討論ございませんか。

反対討論から行きます。山口政人議員。

#### ○10番（山口政人君）

反対の立場で討論をいたします。

子どもの読書活動の推進に関する法律、これができたことによって読書条例が幾つかの自治体で制定されていることは承知をしております。

読書は、教育委員会を中心にして小学校から教育の一環として、家庭とともに一生懸命取り組んでいる。また、巡回図書もやっている。市民も本に関心がある方は取り組んでおられる。これを着実に進めていけばいいわけで、議会が条例を提案する理由がどこにあるのか、理解ができません。本当に市民生活に必要なのか。執行機関がやっていることを後押し、支援する条例だという。目標である理念条例だというのが、そうだとしたら、議会決議でも宣言でもよかったです。実効性のない飾りの条例なら必要ありません。何でもありの条例化で、条例、いわゆる法律の形骸化につながりはしないのか。

また、読書環境整備の予算獲得のためにはよいかもしれませんが、今後の厳しい財政の中、福祉、子育て、学校の修繕等に多額の予算が必要になります。読書条例の実効性が担保できるか、疑問であります。

この条文を読んでも、地域にも取り組みをするようになっている、実効性を伴う条例である、市民に対して義務を課すことになる、しかも、執行する執行機関との合意も曖昧なまま提案するとは議会がやるべきことではないというふうに思います。

条例は法律です。守る必要があります。条例は、市民の暮らしが円滑に行えるように、市民、行政が共有する、いわば社会の約束であります。特に第5条の地域の取り組みに関しては、本当に地域で取り組みができるのか、執行機関が地域の市民に取り組んでくれと言えるのか。市民の中には、読書はしたくても生活に追われてできない方、読書が嫌いな方がたくさんいらっしゃる。条例化をしたら、市民生活の多様化、生活の自由を縛ることになる。議会議員は本来、住民に寄り添っていくべきが、逆に市民の自由を奪うことになりはしないのか。議会がこういった条例を制定するという事は、自分たちの価値観を上から目線で市民に押しつけることになりはしないのか。議会が条例を制定したという自己満足にすぎない。条例を制定するなら、本当に市民が望んでいる市民の権利の保障、生活支援の条例が必要ではないでしょうか。議会は執行機関ではありません。議員提案条例の難しさ、そして、限界があるというふうに思います。

以上で反対をいたします。

**○議長（田口好秋君）**

賛成の立場での討論はありませんか。芦塚議員。

**○11番（芦塚典子君）**

今回提出されました発議第2号 嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例について、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、平成28年9月7日の文教福祉常任委員会で先進地の条例等を参考にし、協議を始められて、平成29年1月19日の全員協議会において文教福祉常任委員会で議員提案による読書条例提出を検討しているとのことを報告され、また、議員全員による政策討論会の場で協議し、合意形成を図りながら進めてこられました経緯があります。

平成29年、パブリックコメントを配布し、パブリックコメントに対する協議、回答、対応等を重ねて、最終協議を経て今日の提出に至っております。

この条例の目的は、嬉野市の市民一人一人が豊かな人間性や社会性を育むことができる環境が必要であり、その一つの手段として読書は有効であるということです。読書による人づくりやまちづくりの道しるべとなる条例を制定するとして提案された条例であります。

今や地方公共団体の議会議員と首長は、憲法93条2項により、住民が直接選挙で選ぶことになっており、住民が両者を直接選んでいるという点に着目して地方公共団体は二元代表制を採用しております。議会と首長が相互に抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会と首長が対等な機関として地方公共団体の運営の基本的な方針を決定し、その執行を監視し、積極的な政策提案を通じて政策形成を行うことにあります。

今日において議会の責任、役割は、地方分権の進展により、地方公共団体、いわゆる嬉野市の責任領域が拡大するにつれて、ますます大きくなっております。議会が市民ニーズを的確に捉え、これを市政に反映するために、議会による政策立案の充実が重要であります。今回の発議は意義あるものと思っております。

近年の社会情勢の大きな変化の中、市民ニーズも多様化、複雑化しており、市民の暮らしやすい安心したまちづくりや市民のあるべき姿が市の政策に反映され、豊かな市民生活を実現する上で、このたび発議されました議員提案政策条例に対する期待及びこの条例の今後果たす役割は大変大きなものと思われまます。

よって、嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例については賛同の意を表明いたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

ほかに討論ありませんか。反対の立場ですね。増田議員。

○4番（増田朝子君）

私は嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例に反対の立場で討論いたします。

読書の大切さ、本に親しむ環境づくりの重要さも十分理解できます。そのような中、読書活動においては、教育委員会を中心に、小学校、中学校ともにボランティアの皆さんによる読み聞かせや巡回図書、また、各学校の図書館においても、いろいろな取り組みもなされております。

文教福祉常任委員長の説明では、この条例は宣言的な条例とありましたが、条例とは自治立法であり、強制力のあるものです。読書は個人の嗜好の問題で、市民一人一人に読書活動の推進を課すことはできないと思います。

全文を見ますと、取り組む内容がはっきりせず、委員会では2自治体に視察に行かれておりますが、条例制定を掲げる前に、視察と並行して市内で読書活動をされておられる団体や図書館の方たちとの意見交換会（実態調査、活動に参加するなど）が必要であったと思います。

地域における取り組みでは、推進する主体が不明です。委員会が視察された中津川市民読書基本条例では、地域の取り組みには市立図書館を中心にとあります。嬉野市において読書活動をされておられる方は条例制定の前にまず図書館の充実をしてほしいと訴えられております。私は、図書館のハード面、ソフト面の充実のもと、図書館利用増があつてこそ、一般市民に向けて推進と思います。各図書館への予算も減っているとお聞きしておりますけれども、今回、執行部との話し合いの中で、図書館への予算措置の確約はとられておられるのでしょうか。

議員提案の条例は、本来、市民の代表である議員が市民との対話の中から条例制定の必要

性があるものを提案すべきと思います。しかしながら、この条例は市民とかけ離れたところ、住民不在で条例制定がなされようとしています。

よって、私はこの条例に反対いたします。

以上です。

○議長（田口好秋君）

賛成の立場の方、討論。森田議員。

○5番（森田明彦君）

嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例の議員提案条例提出に賛同する議員の立場で意見を申し上げます。

まず、議員提案の法的根拠といたしまして、地方自治法第112条の第1項において、条例の議員提案が認められているということがまずあります。

また、諸課題の解決に迫られる行政にかわって、まちや市民のあるべき姿、また、数年先を見通した、いわゆる理念、そして、宣言型の条例を提案することは、議員として、議会としてができることとございます。可能であるということもうたわれております。

加えて、数々の経過報告をいたしましたけれども、昨年9月より、委員会での検討、さらに、教育部局、総務課からの意見聴取、条例作成の専門の民間業者ぎょうせい株式会社様からの条例案の精査等も受けております。それから、先ほども御説明がありましたけど、全議員による政策討論会、パブリックコメントなどの検討を重ね、実に延べ25回に及ぶ検討を行ってまいりました。

このことからこの条例の議員提案については何ら問題なく、画期的であり、妥当であると考え、賛同を得るものでございます。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（田口好秋君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。賛成多数であります。したがって、発議第2号 嬉野市文化の香り高い読書のまち活動推進条例については可決されました。

日程第2. 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。嬉野市議会会議規則第163条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり、議員を派遣したいと思っております。

また、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員等の諸手続について、議長に一任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはそのように決定いたしました。

日程第3. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、各特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託文書表のとおり、次期定例会までの閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のあったとおり、次期定例会までの閉会中の継続調査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決など全ての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。

平成29年第2回嬉野市議会定例会を閉会いたします。どうも皆さん大変お疲れさまでございました。

午前10時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 口 好 秋

署名議員 山 下 芳 郎

署名議員 山 口 政 人

署名議員 芦 塚 典 子